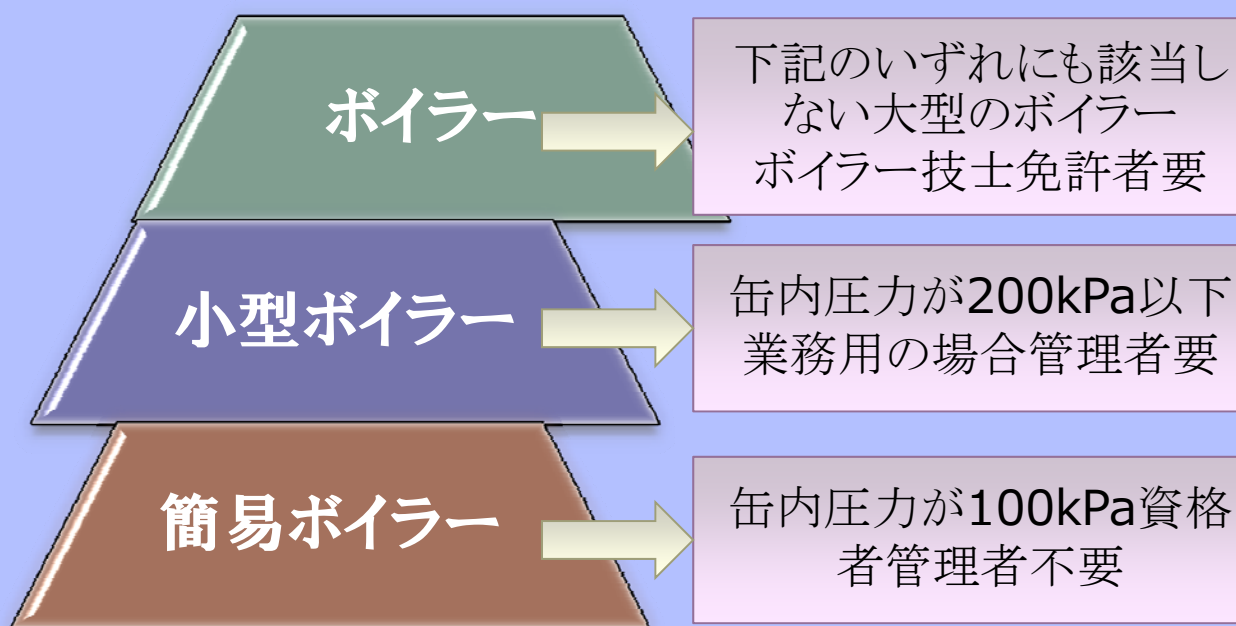


ボイラー保守 の御案内



ボイラー保守のご案内

ボイラーの種類と取扱



国内では、**労働安全衛生法**に基づく定期検査・取扱いが規制されています。(上記参照)

大気汚染防止法では年2回の煤煙測定が義務付けられています。(ボイラーの規模によります)

ボイラーは不完全燃焼での一酸化炭素中毒事故や大気汚染等に注意しながら設備の延命のための保守も必要です。